

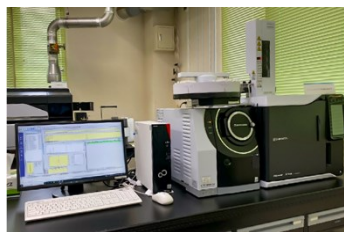
エコテックス®事業部 京都化学試験課「ISO/IEC 17025」新規取得

－ 「ジメチルホルムアミド定量試験」について－

一般財団法人ニッセンケン品質評価センター（以下ニッセンケン）は、ライフアンドヘルス事業本部エコテックス®事業部 試験部 京都化学試験課（以下エコテックス®事業部 京都化学試験課）における「ジメチルホルムアミド定量試験」について、「ISO/IEC 17025」を新規取得いたしました。これによりエコテックス®事業部 京都化学試験課の高度な技術力と高い信頼性が証明されたこととなります。



試験の内容または測定する属性	ジメチルホルムアミド（DMF）
試験・測定対象（品目、材料、製品）	繊維製品・化学薬剤等



ジメチルホルムアミドは、有機溶剤の1種で人工皮革やウレタン系合成皮革、アクリル繊維やウレタン弾性繊維の製造工程で使用されますが、VOC（揮発性有機化合物）の発生や製品への残留が懸念されており、すでに欧州をはじめ規制強化が始まっています。

【ジメチルホルムアミドの主な規制】

- ▶エコテックス® ・スタンダード 100：500（※1000）mg/kg（全ての製品クラス）
 - ※ポリウレタン、アクリル素材等の一部の素材
 - ・レザースタンダード：500 mg/kg（全ての製品クラス）
 - ・エコパスポート：500 mg/kg

▶欧州：REACH 規則

▶日本：化審法（優先評価化学物質として）

ニッセンケンでは、ジメチルホルムアミドを含む、その他残留有機溶剤についての定量試験も実施しております。お気軽にお問い合わせください。

<本リリースに関するお問い合わせ先>

一般財団法人ニッセンケン品質評価センター ライフ アンド ヘルス事業本部 エコテックス®事業部

E-mail : oeko-tex@nissenken.or.jp